



金 沢 市 公 報

号外第9号

平成27年(2015年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●告 示		○金沢市おしがはら工場の指定管理者の指定について (") 7
○鈴木大拙館の指定管理者の指定について (企画調整課)	1	○金沢湯涌創作の森の指定管理者の指定について (") 7
○自転車等駐車場の指定管理者の指定について (歩ける環境推進課)	2	○金沢職人大学の指定管理者の指定について (歴史建造物整備課)
○金沢市立中村記念美術館の指定管理者の指定について (文化政策課)	3	○金沢湯涌江戸村の指定管理者の指定について (") 8
○金沢くらしの博物館の指定管理者の指定について (")	4	○金沢市異業種研修会館の指定管理者の指定について (ものづくり産業支援課)
○金沢市立安江金箔工芸館の指定管理者の指定について (")	4	○金沢市ものづくり会館の指定管理者の指定について (") 8
○金沢ふるさと偉人館の指定管理者の指定について (")	4	○石川県金沢食肉流通センターの指定管理者の指定について (農業振興課)
○金沢市老舗記念館の指定管理者の指定について (")	4	○金沢市営伏見川グラウンドの指定管理者の指定について (市民スポーツ課)
○泉鏡花記念館の指定管理者の指定について (")	5	○金沢市松ヶ枝福祉館の指定管理者の指定について (福祉総務課)
○金沢湯涌夢二館の指定管理者の指定について (")	5	○金沢福祉用具情報プラザの指定管理者の指定について (") 9
○金沢蓄音器館の指定管理者の指定について (")	5	○金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家の指定管理者の指定について (長寿福祉課)
○前田土佐守家資料館の指定管理者の指定について (")	5	○金沢市障害児通園施設ひまわり教室の指定管理者の指定について (障害福祉課)
○室生犀星記念館の指定管理者の指定について (")	6	○金沢健康プラザ大手町の指定管理者の指定について (健康総務課)
○徳田秋聲記念館の指定管理者の指定について (")	6	○旧高峰家・旧検事正官舎の指定管理者の指定について (緑と花の課)
○金沢文芸館の指定管理者の指定について (")	6	○金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の指定管理者の指定について (市街地再生課)
○金沢卯辰山工芸工場の指定管理者の指定について (")	6	●教育委員会告示
○金沢市民芸術村の指定管理者の指定について (")	7	○地区公民館の指定管理者の指定について (生涯学習課)
○金沢市牧山ガラス工場の指定管理者の指定について (")	7	○松声庵の指定管理者の指定について (") 13

告 示

●金沢市告示第85号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び鈴木大拙館条例(平成23年条例第1号)第15条第4項

の規定により、鈴木大拙館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
鈴木大拙館	金沢市柿木島1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第14条第2項の規定により、金沢市自転車等駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場			
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場			
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場			
金沢市営金沢駅原付バイク駐車場			
金沢市営金沢駅東自転車駐車場			
金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場			
金沢市営本町2丁目自転車駐車場			
金沢市営西金沢駅東自転車駐車場			
金沢市営西金沢駅西自転車駐車場			
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場			
金沢市営東金沢駅西自転車駐車場			
金沢市営森本駅東第1自転車駐車場			
金沢市営森本駅西自転車駐車場			
金沢市営野町駅前自転車駐車場			
金沢市営馬替駅前自転車駐車場			

金沢市営額住宅駅前自転車駐車場	金沢市此花町3番2号	公益財団法人金沢まちづくり財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
金沢市営乙丸駅前自転車駐車場			
金沢市営割出駅前自転車駐車場			
金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場			
金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場			
金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場			
金沢市営光が丘2丁目自転車駐車場			
金沢市営四十万バス停前自転車駐車場			
金沢市営金石バス停前自転車駐車場			
金沢市営木越団地自転車駐車場			
金沢市営矢木1丁目自転車駐車場			
金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場			
金沢市営上荒屋バス停前自転車駐車場			
金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場			
金沢市営円光寺バス停前自転車駐車場			
金沢市営表参道自転車駐車場			
金沢市営十間町自転車駐車場			
金沢市営香林坊地下自転車駐車場			
金沢市営香林坊自転車駐車場			
金沢市営柿木畠自転車駐車場			
金沢市営片町広場自転車駐車場			

●金沢市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市立中村記念美術館条例（昭和50年条例第1号）第14条第4項の規定により、金沢市立中村記念美術館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市立中村記念美術館	金沢市柿木島1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢くらしの博物館条例（昭和53年条例第2号）第10条第4項の規定により、金沢くらしの博物館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第11条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢くらしの博物館	金沢市柿木島1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市立安江金箔工芸館条例（昭和60年条例第2号）第17条第4項の規定により、金沢市立安江金箔工芸館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第18条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市立安江金箔工芸館	金沢市柿木島1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢ふるさと偉人館条例（平成5年条例第34号）第12条第4項の規定により、金沢ふるさと偉人館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢ふるさと偉人館	金沢市柿木島1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例（平成9年条例第64号）第14条第4項の規定により、金沢市老舗記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市老舗記念館	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び泉鏡花記念館条例（平成11年条例第54号）第12条第4項の規定により、泉鏡花記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
泉鏡花記念館	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢湯涌夢二館条例（平成11年条例第65号）第12条第4項の規定により、金沢湯涌夢二館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢湯涌夢二館	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢蓄音器館条例（平成13年条例第3号）第12条第4項の規定により、金沢蓄音器館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢蓄音器館	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び前田土佐守家資料館条例（平成13年条例第70号）第12条第4項の規定により、前田土佐守家資料館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
前田土佐守家資料館	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び室生犀星記念館条例（平成14年条例第2号）第12条第4項の規定により、室生犀星記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
室生犀星記念館	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び徳田秋聲記念館条例（平成16年条例第50号）第13条第4項の規定により、徳田秋聲記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第14条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
徳田秋聲記念館	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢文芸館条例（平成17年条例第56号）第18条第4項の規定により、金沢文芸館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第19条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢文芸館	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢卯辰山工芸工房条例（平成元年条例第6号）第15条の規定により、金沢卯辰山工芸工房の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第18条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢卯辰山工芸工房	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢芸術創造財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市民芸術村条例（平成8年条例第3号）第15条の規定により、金沢市民芸術村の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第18条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市民芸術村	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢芸術創造財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市牧山ガラス工房条例（平成11年条例第3号）第13条の規定により、金沢市牧山ガラス工場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市牧山ガラス工房	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢芸術創造財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市おしがはら工房条例（平成12年条例第2号）第13条の規定により、金沢市おしがはら工場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第16条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市おしがはら工房	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢芸術創造財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢湯涌創作の森条例（平成15年条例第2号）第16条の規定により、金沢湯涌創作の森の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第19条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢湯涌創作の森	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢芸術創造財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢職人大学校設置条例（平成8年条例第42号）第12条第4項の規定により、金沢職人大学校の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢職人大学校	金沢市大和町1番1号	公益社団法人金沢職人大学校	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢湯涌江戸村条例（平成22年条例第3号）第16条第4項の規定により、金沢湯涌江戸村の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第17条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢湯涌江戸村	金沢市柿木畠1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市異業種研修会館条例（平成11年条例第4号）第14条第4項の規定により、金沢市異業種研修会館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市異業種研修会館	金沢市打木町東1400番地	安原工業団地協同組合	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市ものづくり会館条例（平成21年条例第41号）第14条第4項の規定により、金沢市ものづくり会館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市ものづくり会館	金沢市北安江3丁目11番20号	住吉工業協同組合	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び食肉流通センター条例（昭和53年条例第44号）第8条第4項の規定により、石川県金沢食肉流通センターの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第9条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
石川県金沢食肉流通センター	金沢市才田町戊337番地	一般社団法人石川県金沢食肉公社	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）第12条第3項の規定により、金沢市営伏見川グラウンドの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市営伏見川グラウンド	金沢市泉野出町3丁目8番1号	金沢市スポーツ事業団・奥・米沢共同事業体	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

●金沢市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市松ヶ枝福祉館条例（平成8年条例第6号）第12条第4項の規定により、金沢市松ヶ枝福祉館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市松ヶ枝福祉館	金沢市高岡町7番25号	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢福祉用具情報プラザ条例（平成14年条例第7号）第12条第4項の規定により、金沢福祉用具情報プラザの指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第13条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢福祉用具情報プラザ	金沢市高岡町7番25号	社会福祉法人金沢市社会福祉協議会	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例（昭和54年条例第4号）第9条第4項の規定により、金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第10条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市小立野老人福祉センター	金沢市小立野4丁目7番51号	金沢市小立野老人福祉センター振興協力会	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
金沢市粟崎老人福祉センター	金沢市粟崎町1丁目3番地	金沢市粟崎老人福祉センター振興協力会	
金沢市中村町老人憩の家	金沢市中村町10番35号	金沢市中村町老人憩の家振興協力会	
金沢市木曳野老人憩の家	金沢市桂町口72番地	金沢市木曳野老人憩の家振興協力会	
金沢市小坂老人憩の家	金沢市小坂町北312番地	金沢市小坂老人憩の家振興協力会	
金沢市鞍月老人憩の家	金沢市直江町92街区2番	金沢市鞍月老人憩の家振興協力会	
金沢市瓢箪老人憩の家	金沢市彦三町2丁目10番5号	金沢市瓢箪老人憩の家振興協力会	
金沢市安原老人憩の家	金沢市福増町北1067番地	金沢市安原老人憩の家振興協力会	
金沢市森山老人憩の家	金沢市森山2丁目11番13号	金沢市森山老人憩の家振興協力会	
金沢市馬場老人憩の家	金沢市東山3丁目9番35号	金沢市馬場老人憩の家振興協力会	
金沢市戸板老人憩の家	金沢市二口町二24番地5	金沢市戸板老人憩の家振興協力会	
金沢市二塚老人憩の家	金沢市北塚町西98番地	金沢市二塚老人憩の家振興協力会	
金沢市弥生老人憩の家	金沢市弥生1丁目29番13号	金沢市弥生老人憩の家振興協力会	
金沢市浅野川老人憩の家	金沢市大河端町西92番地1	金沢市浅野川老人憩の家振興協力会	
金沢市崎浦老人憩の家	金沢市小立野2丁目41番36号	金沢市崎浦老人憩の家振興協力会	
金沢市松寺老人憩の家	金沢市松寺町丑42番地	金沢市松寺老人憩の家振興協力会	

金沢市新神田老人憩の家	金沢市新神田1丁目1番18号	金沢市新神田老人憩の家振興協力会
金沢市浅野町老人憩の家	金沢市浅野本町2丁目13番12号	金沢市浅野町老人憩の家振興協力会

●金沢市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市障害児通園施設条例（昭和53年条例第3号）第11条第4項の規定により、金沢市障害児通園施設ひまわり教室の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第12条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市障害児通園施設ひまわり教室	金沢市十一屋町4番34号	社会福祉法人むつみ会	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢健康プラザ大手町条例（平成17年条例第47号）第13条第4項の規定により、金沢健康プラザ大手町の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第14条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢健康プラザ大手町	金沢市大手町3番23号	公益財団法人金沢総合健康センター	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）第16条第5項の規定により、旧高峰家・旧検事正官舎の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第17条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
旧高峰家・旧検事正官舎	金沢市柿木島1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

●金沢市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市自動車駐車場条例（平成2年条例第4号）第16条第2項の規定により、金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第17条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢駅東駐車場 武蔵地下駐車場	金沢市彦三町2丁目5番27号	北陸名鉄開発株式会社	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）第14条第5項の規定により、地区公民館の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
金沢市野町公民館	金沢市野町3丁目1番15号	金沢市野町公民館振興協会	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで
金沢市弥生公民館	金沢市弥生1丁目29番13号	金沢市弥生公民館振興協会	
金沢市中村町公民館	金沢市中村町10番35号	金沢市中村町公民館振興協会	
金沢市城南公民館	金沢市若草町22番12号	金沢市城南公民館振興協会	
金沢市新竪町公民館	金沢市鱗町62番地	金沢市新竪町公民館振興協会	
金沢市菊川町公民館	金沢市菊川2丁目3番3号	金沢市菊川町公民館振興協会	
金沢市材木公民館	金沢市材木町13番11号	金沢市材木公民館振興協会	
金沢市味噌蔵町公民館	金沢市兼六元町7番19号	金沢市味噌蔵町公民館振興協会	
金沢市長町公民館	金沢市長町2丁目2番16号	金沢市長町公民館振興協会	
金沢市松ヶ枝公民館	金沢市高岡町7番23号	金沢市松ヶ枝公民館振興協会	
金沢市長土堀公民館	金沢市長町3丁目3番3号	金沢市長土堀公民館振興協会	
金沢市芳齋公民館	金沢市芳齋2丁目3番29号	金沢市芳齋公民館振興協会	
金沢市此花町公民館	金沢市此花町2番7号	金沢市此花町公民館振興協会	
金沢市瓢箪町公民館	金沢市彦三町2丁目10番5号	金沢市瓢箪町公民館振興協会	
金沢市馬場公民館	金沢市東山3丁目9番35号	金沢市馬場公民館振興協会	
金沢市浅野町公民館	金沢市乙丸町甲161番地	金沢市浅野町公民館振興協会	
金沢市森山公民館	金沢市森山2丁目11番13号	金沢市森山公民館振興協会	
金沢市小坂公民館	金沢市小坂町北312番地	金沢市小坂公民館振興協会	
金沢市千坂公民館	金沢市千木1丁目119番地	金沢市千坂公民館振興協会	
金沢市夕日寺公民館	金沢市夕日寺町口35番地	金沢市夕日寺公民館振興協会	
金沢市森本公民館	金沢市南森本町子103番地1	金沢市森本公民館振興協会	
金沢市湖南公民館	金沢市八田町東1459番地1	金沢市湖南公民館振興協会	
金沢市花園公民館	金沢市今町子41番地	金沢市花園公民館振興協会	
金沢市旭日公民館	金沢市加賀朝日町二123番地	金沢市旭日公民館振興協会	
金沢市薬師谷公民館	金沢市不動寺町イ34番地1	金沢市薬師谷公民館振興協会	
金沢市三谷公民館	金沢市宮野町ホ79番地	金沢市三谷公民館振興協会	
金沢市諸江公民館	金沢市諸江町29番1号	金沢市諸江公民館振興協会	
金沢市松寺公民館	金沢市松寺町丑42番地	金沢市松寺公民館振興協会	
金沢市大浦公民館	金沢市大浦町ヲ39番地1	金沢市大浦公民館振興協会	
金沢市浅野川公民館	金沢市大河端町西92番地1	金沢市浅野川公民館振興協会	

金沢市鞍月公民館	金沢市副都心北部直江土地区画 整理事業地92街区2番地	金沢市鞍月公民館振興協会
金沢市粟崎公民館	金沢市粟崎町1丁目3番地	金沢市粟崎公民館振興協会
金沢市長田町公民館	金沢市長田1丁目5番50号	金沢市長田町公民館振興協会
金沢市大野町公民館	金沢市大野町1丁目8番地5	金沢市大野町公民館振興協会
金沢市金石町公民館	金沢市金石西4丁目5番30号	金沢市金石町公民館振興協会
金沢市大徳公民館	金沢市畝田西1丁目201番地1	金沢市大徳公民館振興協会
金沢市戸板公民館	金沢市二口町22番地5	金沢市戸板公民館振興協会
金沢市西公民館	金沢市西念2丁目34番9号	金沢市西公民館振興協会
金沢市二塚公民館	金沢市北塚町西98番地	金沢市二塚公民館振興協会
金沢市安原公民館	金沢市福増町北1067番地	金沢市安原公民館振興協会
金沢市押野公民館	金沢市八日市2丁目464番地	金沢市押野公民館振興協会
金沢市西南部公民館	金沢市西金沢3丁目684番地	金沢市西南部公民館振興協会
金沢市三和公民館	金沢市上荒屋4丁目82番地	金沢市三和公民館振興協会
金沢市米丸公民館	金沢市間明町2丁目72番地	金沢市米丸公民館振興協会
金沢市新神田公民館	金沢市新神田1丁目1番18号	金沢市新神田公民館振興協会
金沢市三馬公民館	金沢市久安6丁目59番地1	金沢市三馬公民館振興協会
金沢市米泉公民館	金沢市米泉町8丁目126番地	金沢市米泉公民館振興協会
金沢市富樫公民館	金沢市山科1丁目6番8号	金沢市富樫公民館振興協会
金沢市伏見台公民館	金沢市窪5丁目675番地	金沢市伏見台公民館振興協会
金沢市額公民館	金沢市額谷3丁目1番地1	金沢市額公民館振興協会
金沢市扇台公民館	金沢市馬替1丁目29番地1	金沢市扇台公民館振興協会
金沢市小立野公民館	金沢市小立野4丁目7番51号	金沢市小立野公民館振興協会
金沢市崎浦公民館	金沢市小立野2丁目41番36号	金沢市崎浦公民館振興協会
金沢市内川公民館	金沢市三小牛町20の1番地10	金沢市内川公民館振興協会
金沢市犀川公民館	金沢市末町6の67番地1	金沢市犀川公民館振興協会
金沢市湯涌公民館	金沢市芝原町イ59番地	金沢市湯涌公民館振興協会
金沢市東浅川公民館	金沢市上中町214番地	金沢市東浅川公民館振興協会
金沢市田上公民館	金沢市田上の里2丁目3番地	金沢市田上公民館振興協会
金沢市俵公民館	金沢市俵町ツ63番地2	金沢市俵公民館振興協会
金沢市医王山公民館	金沢市二俣町6の14番地9	金沢市医王山公民館振興協会

●金沢市教育委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）第14条第5項の規定により、松声庵の指定管理者を次のとおり指定したので、同条例第15条の規定により告示します。

平成27年3月31日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
松声庵	金沢市柿木島1番1号	公益財団法人金沢文化振興財団	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで

平成27年(2015年)3月31日 印刷
平成27年(2015年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄